

事務連絡
令和5年3月1日

柏市立小中高等学校長 様

柏市教育委員会
学校教育部教職員課長

教員の兼職（兼業）許可願及び副申書等の取扱いについて（依頼）

このことについて、令和4年3月17日付け事務連絡文書を、下記のとおり改訂いたします。

記

- 1 主な改訂点
部活動等の地域移行等に係る内容は別に通知することとしました。（5（2））
- 2 その他
年度の切り替えに当たり管理職に異動がある場合は、この依頼文書を後任者に引き継いでいただくようお願いいたします。

（担当）
学校教育部教職員課
04-7197-1115

(別紙)

令和5年3月
学校教育部教職員課

兼職（兼業）許可について

教員の兼職（兼業）は、兼ねようとする職（業）務の内容、それが本務の遂行に与える影響、その報酬の額、公務としての対応の可否等が総合的に勘案され、許可（不許可）が決定されます。

校長は、依頼（審査員、面接官、大会役員、原稿執筆等）を受けて教員から願い出のあった兼職（兼業）について、副申書を作成する前に、以下の点を御確認ください。

1 兼職（兼業）許可願の記載内容

(1) 業務内容

- ア 教員としての職務や経験と、兼職（兼業）しようとする内容に、具体的な関連があること（消防団を除く）
- イ 教育公務員の兼職（兼業）として、県民、市民からの疑問等を招くことがなく、合理的、客観的な説明責任が果たせる内容であること
- ウ 勤務時間外に全て完了できるものであること

(2) 必要性・妥当性

- ア 自校や柏市の教育に還元できること
- イ 公務（出張）として扱われる内容ではないこと

(3) 実施時期

- ア 様々な面から検討して、校務に支障がないこと
- イ 勤務校の勤務時間と兼職（兼業）に従事する時間が重複しないこと

(4) 依頼（委嘱）元

民間企業からの依頼に基づくものでないこと（原稿執筆等を除く）

(5) 報酬

- ア 給与と比較して著しく高額ではないこと
- イ 役務の対価としての直接的な報酬、または許可された兼職（兼業）の実施に係る実費弁償であること（企画料、監修料等は受け取らないこと）

2 兼職（兼業）の頻度や労働強度

心身に著しい疲労を残すことがなく、また教員としての職務遂行にあたって、その能率に悪影響を与えることのないこと

3 添付書類

依頼（委嘱）元が作成した、勤務日、職務内容及び報酬額等が記載された依頼書（委嘱状）が必要です。なお、添付されない場合は、兼職（兼業）を許可できないことがあります。その他、依頼元に関する資料等をあわせて提出していただくことがあります。

4 提出時期

教職員課への文書到着は、できるだけ速やかに、遅くても勤務日の1週間前を目安にお願いします。なお、遅れた場合は、手続きが間に合わないことがあるため、兼職（兼業）または報酬を辞退していただくことがあります。また、日付をさかのぼって申請することはできません。

5 その他

- (1) 兼職（兼業）で得た報酬に係る納税に関して、以下を御確認ください。
 - ア 年末調整の対象となっていない所得金額が20万円を超える場合には、確定申告を行うこと（所得税関係）
 - イ 所得金額が20万円未満の場合は、各市区町村の役所に申告する必要の有無を確認し、必要に応じて手続きを行うこと（住民税関係）
- (2) 小中高体連専門部及び各種目の協会から役員・指導者等を委嘱された場合や、いわゆる「部活動の地域移行」に関する手続については、別に通知します。
- (3) 兼職（兼業）に関して手続きを怠った場合は、『懲戒処分の指針』（千葉県教育委員会）における「営利企業等の従事許可を得る手続のけ怠」に該当する場合があります。
- (4) 参考
 - ア 懲戒処分の指針（千葉県教育委員会）

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 2) 営利企業等の従事許可を得る手続のけ怠

ア 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、営利企業等に従事した職員は、減給 又は 戒告 とする。

イ 教育に関する他の事業又は事務に従事することの承認を得る手続を怠り、兼業を行った職員は、減給 又は 戒告 とする。

イ 教育公務員特例法 第十七条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

ウ 地方公務員法 第三十八条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。